

令和8年3月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和8年3月23日（月） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和8年3月23日（月） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

6 番議員 清 水 健 一

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長

総 務 課 長

政策企画課長

税 務 課 長

村 松 弘

平 田 章 浩

鈴 木 勇 登

長 野 了

住民生活課長	森 下 友 幸	福 祉 課 長	中 村 貢
健康こども課長	朝 比 奈 礼 子	産 業 課 長	栗 田 俊 助
建 設 課 長	緩 鹿 英 文	定住推進課長	鈴 木 孝 佳
上下水道課長	小 坂 一 郎	会 計 課 長	榊 原 一 嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝 比 奈 直 之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩 井 秀 司	議 会 書 記	森 下 幹 子
--------	---------	---------	---------

10 議事日程

————— 報告事項

 専決処分の報告について

————— 一般質問

11 会議に付した事件

議事日程に同じ

<議事の経過>

議 長	(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第1、「報告事項」について、町長から「専決処分の報告について」報告が来ております。 サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。 日程第2、一般質問を行います。
-----	--

通告の順番に発言を許します。

1 番、榊原雄太君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) 通告どおり、一問一答方式にて、町長に伺います。

質問事項は、「森町におけるクレドの導入について」です。パワーポイントを扱いながら、クレドはなかなか馴染みのない概念でもありますので、説明をしながら質問させていただきたいと思います。

次のスライドをお願いします。

それでは、そもそもクレドとは何かというところから説明をしたいと思います。クレドとは、組織が大切にする価値観、使命、行動基準のことを言います。その特徴として、具体的に現場で職員が住民と接する場面、いわゆる真実の瞬間と言われるところです。住民と接する場面、真実の瞬間の時に行動の判断基準として機能するものです。クレドというのはボトムアップで組織文化を形成するものでもあります。職員全員で共有するという特徴があります。つまり、行動する場合のいわば心の羅針盤となるもの、これがクレドです。

次のスライドをお願いします。

よくある理念、行動指針、クレドの違いについてです。理念は、組織の存在目的そのものです。少し抽象的なものになります。行動指針は行動のルール、どちらかというと上から下、トップダウンで決められるものが、行動指針といったイメージがあります。価値観、使命、行動指針との違いは、クレドはボトムアップで職員自らが作っていくもの、こういったところがクレドの特徴、クレドはボトムアップ、行動指針はトップダウン、こういった特徴があります。つまりクレドは行動できる理念。また繰り返しになりますが、心の羅針盤ということになります。

次のスライドをお願いします。

行政においてなぜ今クレドといったものが注目されているのか、これは行政を取り巻く変化にあります。住民ニーズの多様化、価値観の多様化により、行政サービスへの期待が拡大しております。それに対応していかなければならないという期待がございます。また、職員の人数の減少、限られた人数で質の高い行政運営が必要となってきます。これには職員一人一人の判断基準が必要となってくる、こういった背景があります。また、顧客との接点において、カスタマーハラスメントの増加といったものが、企業だけではなく、行政においても言われております。窓口対応の負担が増大しているということでございます。また、判断の難しい行政課題が先ほど言いましたが真実の瞬間、住民と接している、そういった場面で前例のない課題への対応といったものが職員に求められる、こういったところ、行政を取り巻く変化、ここから職員の共通の価値観が必要になってきている、こういった背景がございます。

次のスライドをお願いします。

こういった背景の下、行政におけるクレドの導入といったものが進んでおります。具体的には、前橋市、神戸市、郡山市、高松市、まだ多数行政の市で導入事例がありますが、また福井県、県単位でクレドの導入をしている県もあります。導入の事例といたしまして、前橋市の例を挙げさせていただいております。これも行動指針と似て非なるものといったところで、やはり職員目線で職員が自ら作ったものといったことをニュアンスから読み取っていただけるのではないかなと思っています。

少し読み上げます。今と未来の市民を笑顔にするため。1、市民目線を追求します。2、未来を想像し、一步を踏み出します。3、チームで知恵と力を出し合います。4、互いに尊重し合い、心地よい空間をつくります。

次のスライドをお願いします。

議 長
町 長

以上を踏まえまして、4点ほど質問をさせていただきます。

森町における職員の行動指針や価値観を明文したものはあるか。

2番目といたしまして、マニュアルでは対応しきれない、住民対応や判断する場面における価値判断基準はあるか。

3番目として、クレド策定が、職員の判断能力向上や住民サービスの質の向上につながると考えるが、町の見解はどうか。

4番目といたしまして、職員参加型での作成が人材育成や理念の浸透につながると考えるが、クレドを策定することを検討する余地があるか。以上4点について伺います。

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 榊原議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、近年、行政課題が複雑化し、マニュアルどおりでは対応できない事案が増え、また、不祥事防止や倫理強化の観点からも、それらに対応する取組の必要性は高まってきていると感じております。

榊原議員の説明と一部重なるところがございますが、始めにクレドについて申し上げますと、クレドとは、ラテン語で「信条」を意味するもので、1943年にジョンソン・エンド・ジョンソンが「Our Credo・我が信条」としてA4用紙1枚の文章に、会社の果たすべき社会的責任について具体的に明示して行動指針としたのが現代的なクレドの始まりとされております。その後、日本の民間企業でも、企業活動のグローバル化や多様なバックグラウンドを持つ従業員と同じ価値観を共有することなども目的に加わり、クレドが作られてまいりました。自治体においては、古くから職員憲章や職員行動指針などを策定しているところはありませんでしたが、平成20年代以降に少しずつクレドを策定する自治体が増えてきております。

1点目の「住民対応において『大切にしているもの』を明文したものはあるか。」につきましては、住民対応に限定して明文化し

たものはございませんが、毎日の朝礼で町民憲章と挨拶の唱和を行うことで、町民憲章を意識したまちづくりと住民対応において気持ちの良い挨拶を心がけているところでございます。

2点目の「マニュアルでは対応しきれない住民対応や判断する場面における判断基準はあるか。」につきましては、議員御指摘のとおり、社会情勢が複雑化し住民ニーズが多様化する中で、あらゆる事象を網羅したマニュアルを作成することには限界がございます。判断基準として重要なことは、法令や条例の遵守や全体の奉仕者としての公務員倫理にあると考えております。職員は、公務員倫理について地方公務員法研修の中で理解をしており、この研修はまずは採用時に実施し、その後、これまでの経験を踏まえて住民対応などで判断することが増える入庁7年目程度で改めて実施しております。

3点目の「クレド策定が、職員の判断力向上や住民サービスの質の向上につながると考えるが、町の見解はどうか。」につきましては、様々な場面で職員の判断が求められますが、基本は地方公務員法第32条にあるとおり「法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」が根本にあり、上司である課長や場合によっては町長の判断を仰ぐ必要があります。一方で、住民サービスの質の向上といった観点では、クレドのような価値判断を支えるものの策定は、有効であると考えます。

4点目の「職員参加型での策定が、人材育成や理念の浸透につながると考えるが、クレドを策定することを検討する余地はあるか。」につきましては、令和8年度策定予定の人材育成・確保基本方針と通ずるところがあることから、職員参加型での策定について検討してまいりたいと考えております。以上申し上げまして答弁いたします。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) それでは答弁をいただいた内容について、

再質問をさせていただきます。

まず1点目のところでございまして、職員の行動指針というところで、毎朝、本当に基本である挨拶の唱和をしているということと、町民憲章を唱和して、それを職員に落とし込んでいるといった御答弁でございました。私もこの町民憲章は好きで、消防団のときも会議の前では必ず唱和をして、この町民憲章といったものを中心にまちづくりをしていくといったことを消防団時代もやっていて、本当にこの町民憲章というものが一つの行動の指針になるなどは感じております。具体的には住民の対応の場面、具体的な現場において、その町民憲章と現場で対応する職員が実際に行動する指針として、この町民憲章は少し理念的というか、上からの行動の指針になるものですから、なかなか考えて判断して行動する指針としては少し難しいのかなと感じております。そういったところで日々の住民対応、現場の場面でどの程度具体的な行動にこの町民憲章が結びついているのか、職員自身が実感できているのかといったところを町はどのように考えているかについて伺います。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

榊原議員の質問にお答えをさせていただきます。

町民憲章を毎朝唱和していながら仕事を始めさせていただいておりますけども、具体的な町民との対応につきましては、やはり町民憲章だけでスムーズな住民対応ができるというところまではいけていないというようなことで理解をしております。現状とすると、そういった状況でございます。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊原雄太 君) 先ほどの答弁でもありましたが、行動指針といったところは、また別途クレドで検討をする余地もあるといったことでしたので、それでは2 番目の質問の再質問に移らせていただきます。

マニュアルでは対応できない住民対応や判断といったところで、政令、条例、法令の関係、また職員倫理といったところが基準となるといったところでございました。その、やはり職員倫理といったところも、職員一人一人が法令の解釈等で、倫理という、やはり少しずれが出てくる場面があると思います。そうしたずれを補正するというか、一つの価値判断基準に統合していくといったところにもそのクレドの役割といったものがございまして、そういった倫理といった場面も、職員自身が例えば先ほどの朝礼とかで唱和する中で、クレドは企業での活用方法の一例を示しますと、その唱和はそれだけじゃなくて、この意味がどういうことかというワークショップみたいな形で、朝礼で1分、2分共有するといったところによって、その理念を浸透させるといった使い方もございます。そういった中で、マニュアルでは対応できない価値判断基準といったところで、そのクレドを落とし込むといったことを例えば策定された場合に、朝礼とかで活用するといったことも考えていただけるのか、どうかをお伺いいたします。

議長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平田 章 浩 君 ） 総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町において、クレドを作ったときに、朝礼で活用するかといった質問かと思えます。クレドにつきましては、町長が答弁していますように、職員参加型での策定について検討してまいりたいということでございます。クレドを作ったときの活用方法につきましては、他市町を見たときに、カードを作って職員が携帯をし、時々それを見るであるとか、パソコンの画面を立ち上げたときに表示をするであるとか、執務室に掲示してあるとかというような活用方法がホームページを見ると書いてございますので、そういったことも含めまして職員にどういった方法が一番落とし込みやすいかということを職員同士で検討しながら考えていきたいと思っております。以上です。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) それでは質問の(2)、(3)については関連をしますので、こちらについては了解をいたしました。

(4)の職員参加型での作成といったところで、ちょっとスライドを移してください。

これは仮に森町版のクレドといったものを私が考えて作ってきました。このようにクレドを作成するときには職員参加型でワークショップなり、いわゆるワイガヤといわれるような会議形態、ワイワイガヤガヤ言いながら、本当に森町を良くするにはどういうことが必要だといったところを職員が考えながら作り上げていく、先ほども言いましたが、ボトムアップで作り上げていくといったことが求められてきますが、そういったその職員参加型といったところが非常に重要になるのですけども、次のスライドを移してください。

その職員参加型を基本としながら、作成して終わりではなくて、それを運用してさらにそれを浸透させて、それを最終的には住民サービスの向上にもつなげていかないといけないと、この関連性が非常に重要になってきますので、こういったところも踏まえて、先ほど職員参加型での作成といったところで人材育成確保の指針の中と関連するといったところで、そういったところで職員の人材の育成、そういった教育等どのように関係するのかといったところをクレドの作成とその職員の人材育成の方針と、どのように関連するのかといったところを具体的にお聞かせいただければと思います。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

クレドと人材育成の関係でございますけども、町長の答弁におきましてそのような表現がございました。クレドにつきましては、職員参加型で策定を考えているというものにつきましては、先ほ

どの再質問にもありました、職員が自分たちのものだということで、自分たちが作った、自分たちのものだ、これを実施していくということで、職員に落とし込む最も良い方法でもあると思っておりますので、職員参加型で検討してまいりたいといったことで答弁をさせていただきました。人材育成に関しましても、令和8年度に人材育成確保基本方針を策定する予定です。その中で、町としてどのような人材をどのように育成をしていくかといったことを方針として策定をしてまいりますけども、そのクレドにおきましても住民対応の上から作った理念とか、上から押し付けられたものではなく、職員参加型で策定をし、それを実践することで人材を育成していくというようなことになるということで、こちらで考えております。以上です。

議長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ） クレドの作成について前向きに、具体的に考えていただいているということで了解をいたしました。

それでは次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問は、「森町におけるカスタマーハラスメント対策について」でございます。

近年、民間のみならず、自治体の窓口や窓口の電話での対応の現場において、暴言、威圧的態度、長期間拘束、SNSによる^{ひぼう}誹謗中傷など、いわゆるカスタマーハラスメントが社会的な問題となっております。しかしながら、行政の現場では、住民対応という性質上、どこまでが正当な要求で、どこまでが不当な要求なのかといったところが民間以上に判断が難しい状況にあると思慮されます。つきましては以下について伺います。

一つ目としまして、町として、カスタマーハラスメントの定義を明文化しているか。

二つ目としまして、町における過去3年間のカスタマーハラスメントに該当する事案の件数やその内容について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議 長
町 長

三つ目といたしましては、悪質事案に対する対応の打切りや来庁制限の基準は存在するか。

また、四つ目といたしましては、カスタマーハラスメント対応指針などの策定を整備すべきと考えるが、町の見解について伺います。

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 榊原議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、近年、カスタマーハラスメントが社会的な問題となっております。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和8年10月1日から施行されることとなっており、事業主はカスタマーハラスメント防止のための措置を講じなければならないものとされております。

1点目の「町としてカスタマーハラスメントの定義を明文化しているか。」につきましては、近いものとして、平成30年9月に「不当要求行為等対応マニュアル」を策定しており、「不当要求行為等」の定義を「威圧的・暴力的な言動等により故意に恐怖感や不安感をあおる、職務の執行に対し、保全、秩序保持に支障をきたす行為など」としております。しかしながら、カスタマーハラスメントの定義は町としては現時点では明文化しておりません。

2点目の「町における過去3年間のカスタマーハラスメントに該当または相当する事案について」につきましては、カスタマーハラスメントに該当又は相当する事案の統計はございませんが、実際にあった事案としては、長時間にわたる叱責や暴言、大声、謝罪の強要のほか、備品の破損を受け警察に通報したケース、「役場を辞めろ」「公務員失格」といった言葉を窓口で浴びせるケース、^{めいてい}酩酊状態で何度も電話をかけてくるケース、電話で「家に来い」と強要するケース、ごねて自分の意見を通そうとするケースなどがございます。このほかにも役場の住民サービスにおいては、断り

にくいことから相当数のカスタマーハラスメントが発生していることが考えられます。そのため、カスタマーハラスメント対策として、窓口の防犯カメラを3台、録音機能付きの電話機を3台設置しております。

3点目の「悪質事案に対する対応の打ち切りや来庁制限の基準は存在するか。」につきましては、先に申し上げた「不当要求行為等対応マニュアル」では、不当要求行為等への対応準備段階で、一方的な要求を繰り返し、こちらの話を聞かない、何度断っても無理な要求を突きつけてくる、話し合う姿勢を見せない、不当要求行為自体が目的化しているなど、これ以上通常の対応では解決が難しいと判断した場合は、対応を打ち切ることとしております。また、不当要求行為対応に移行後、いくら説明しても相手が納得しない場合、明らかに理不尽な要求を繰り返す場合などは、こちらができることを言い続け、一定の時間が経過した時点で、対応を打ち切ることとしております。最終的に組織的対応に移行した場合には、住民の正当な権利行使であるものと判断されたものを除き、話す内容が明らかに堂々巡りの平行線となっていると感じた時に最後の説明・説得を試み、それでも不当要求行為を繰り返すようであれば、以後の交渉を打ち切り、要求を受け入れることができないことを組織としての最終回答として、相手方に伝えることとしております。「不当要求行為等対応マニュアル」には来庁制限についての規定はございませんが、対応の打ち切りを行っても、なお職員への誹謗中傷・脅迫^{ひぼう}、居座り行為など、業務妨害行為をやめないときは、以後の対応について弁護士へ移管することを検討することとしております。また、脅迫、謝罪の強要、物を壊す、暴力を振るうなど加害行為があった場合は、すぐに警察に通報することとしております。

4点目の「町として『カスタマーハラスメント対応指針』などを策定、整備すべきと考えるが、町の見解を。」につきましては、近隣では袋井市が昨年3月に「カスタマーハラスメントに対する

基本方針」を策定し、庁舎各フロアにカスタマーハラスメントに対する基本方針に基づき対応する旨を記載した貼り紙もしており、職員の安心感につながっていると感じていると伺っております。本町におきましても、令和8年度にカスタマーハラスメント対応指針を策定し、明確な基準による毅然とした対応を可能とし、職員の精神的負担の軽減、仕事の意欲向上を図ってまいりたいと考えております。また、策定に併せて全職員を対象としたカスタマーハラスメント研修を実施してまいります。以上申し上げまして答弁いたします。

議長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊原雄太君) (1) から (4) まで質問させていただきましたが、全て関連しますので、一括で再質問をさせていただければと考えております。

明文化したものについては、不当要求対応マニュアルが現在あるといったところだと思います。平成 30 年 9 月に策定したものといったところで、そちらの対応だとまだそこまで、今のように SNS が普及していたような状況ではなかったと思います。そういった中で SNS での^{ひぼう}誹謗中傷といったカスタマーハラスメントのそういった対応に対しまして、この不当要求行為等対応マニュアルにはそこまで網羅しているのかどうかというところは確認していませんが、その SNS への対応といったところについて今後どのように町はお考えになるかといったところについて伺います。

議長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

榊原議員の質問にお答えします。

榊原議員おっしゃるとおり、不当要求行為等対応マニュアルの中では SNS というような言葉は一切出てきておりません。SNS での^{ひぼう}誹謗中傷につきましては、カスタマーハラスメント対応指針の策定を令和 8 年度に予定をしておりますので、その中に記載をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ） 今答弁にありましたカスタマーハラスメント対応指針を令和 8 年度に作成をしていくという考えであるといったことでした。その中で作成に対しまして、まず現状の把握といったのが一番初めのスタートになると考えております。そういった中で職員に対する現状、カスタマーハラスメントに近いような状況に自分が感じたかどうかとそういったようなアンケート内容であったり、そういったものを聞く予定があるのか。例えば他の市町でカスタマーハラスメントの対応指針を制定したといったような場合、そのアンケート結果について、公表している市町もあります。そういった中でおよそ 30 パーセントから 50 パーセントの職員がそういったケースを経験しているといったような回答もございますので、やはり行政の現場においては民間以上に厳しいような現状があるのかと考えておりますが、そういった中で、そういった職員のアンケートを実施する予定があるのかどうかについて伺わせてください。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをします。

職員へのカスハラアンケートについてということでございますけれども、令和 8 年にカスタマーハラスメントの対応指針を策定するということでございますけれども、こういった方法でこの指針を策定していくかといった内容については、まだ現在検討中でございます。その中で職員へのアンケートをする、しないについてまだ決定をしていないといったような状況でございます。近隣市町を含めまして、いろいろな市町の状況があるかと思っておりますので、そこら辺でそれぞれの市町に少しずつ質問をさせていただきながら参考にして、指針の策定をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 柳 原 雄 太 君 ）近隣市町、ほかの自治体の事例を参考にしながら、森町らしいカスタマーハラスメント対策、森町において住民のサービスにもつながる、先ほど御提案しましたクレドは攻めのサービスで、カスタマーハラスメントは守りのサービスといったところの側面があると思っております。そういったところにつきまして、町で具体的に考えていただけるといった御答弁でしたので、カスタマーハラスメント対策については了解をいたしました。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）引き続き一般質問を行います。

3 番、高木幸広君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

3 番議員

（ 高 木 幸 広 君 ）3 番、高木幸広でございます。

通告どおり質問をさせていただきます。

質問内容は「災害対応車両について」でございます。

大規模災害発生時には、断水や停電、トイレの不足、冷暖房の欠如など劣悪な生活環境が長期化することによる災害関連死が大きな課題となっております。また、高齢者や基礎疾患を持つ人の健康状態が急激に悪化する事例は、過去の大規模災害でも繰り返し指摘されてきました。森町のように、中山間地域を含み、災害時に道路の寸断リスクがある地域にこそ、トレーラーハウスやキッチンカー、トイレカーなどの活用が有効であると考え、以下の3点をお伺いいたします。

（1）町でトレーラーハウスを整備し、平時は宿泊施設として利用し、災害時には災害車両として活用してはどうでしょうか。

（2）国の災害対応車両登録制度を町として活用していく考えはあるでしょうか。また、町内の企業に災害対応車両登録制度を周知し、災害対応車両検索システム「D-T R A C E」に登録を呼び掛ける考えはあるでしょうか。

（3）災害対応車両について、近隣市町との連携はどのように

なっているでしょうか。

以上3点、御答弁よろしくお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 高木議員の御質問にお答えいたします。

1点目の「町でトレーラーハウスを整備し、平時は宿泊施設として利用、災害時には災害車両として活用してはどうか。」についてお答えいたします。

トレーラーハウスとはタイヤがついたシャーシの上に住居スペースを設けたもので、けん引により移動することができる、いわば「移動可能な家」とも呼べるものでございます。トレーラーハウスには、キッチン、シャワー、トイレ、エアコンなどを備え付けることができるため、平時からオフィスや店舗、宿泊施設など、幅広い用途で活用されており、災害時におきましても、災害ボランティア等の活動拠点や待機場所、仮眠スペースなどを始め、トイレやシャワー等の衛生空間、食事の提供場所など、様々な用途で活用することができます。その一方で、トレーラーハウスは導入費用や維持管理費用が高額となる点や移動に大型免許やけん引免許が必要になる点、大型車両であるため、通行できる道路や設置できる場所に制限がある点など、費用面や運用面における課題も挙げられております。

さて、森町における災害時の仮設建物の調達については、民間事業者と「災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書」を令和4年3月に締結しており、有事の際には、すみやかにユニットハウスを供給していただける体制となっております。ユニットハウスとは、ほぼ完成された箱形の建物を現地に運んで設置するもので、設置に要する日数も最短で1日と短く、トレーラーハウスと同じような用途で使うことができるものでございます。このように、トレーラーハウスと類似した用途のユニットハウスを調達できることやトレーラーハウスが抱えている課題等を踏まえますと、本町においてはトレーラーハウスを保

有するのではなく、災害が発生した際に民間業者等との連携により、必要な物を確保していくことが望ましいと考えております。

2点目の「国の災害対応車両登録制度を町として活用していく考えはあるか。また、町内の企業に災害対応車両登録制度を周知し、災害対応車両検索システム（D-T R A C E）に登録を呼び掛ける考えはあるか。」についての御質問でございますが、災害対応車両登録制度とは、トレーラーハウスやトイレカー、シャワーカーなどの災害対応車両を平時から登録・データベース化しておくことで、災害時に被災した自治体のニーズに応じた車両を速やかに調達できるようにするための制度で、令和7年6月1日から内閣府において運用が開始されております。被災自治体は、災害対応車両検索システム（D-T R A C E）を用いて車両を検索し、災害対応車両の所有者と直接個別調整を行うことが可能となります。

本町につきましては、昨年9月に災害対応車両登録制度の自治体閲覧アカウントを取得しており、災害時にはいつでも使える防災ツールの一つとなっております。トレーラーハウスやトイレカー、シャワーカーなどの災害対応車両は、災害時の有用性が高いため、本町で災害が発生し、災害対応車両が必要な状況となった場合は、この制度を活用し、災害対応車両の確保を図ることとしております。

また、町内企業への周知と登録の呼び掛けについてでございますが、この制度の仕組みといたしましては、全国の登録車両から被災地のニーズに応じた車両を探すものであるため、本町が被災した場合は、基本的には被災していない地域の中から災害対応車両を依頼することになるかと思えます。したがって、本町としての災害対策を考えるのであれば、町内事業所の登録よりも、全国的な登録台数の増加が重要になるものと考えます。

参考までに、令和8年2月27点での登録台数は283台となっており、国が目標としている1,000台には到達していない状況にあ

ります。現在、内閣府においては、ホームページやチラシを通じて周知・広報を行っているところでございますが、今後も登録台数を増やしていく必要があるものと考えておりますので、町としまして、町内企業に制度の広報を行うとともに、町のホームページ等を活用し、町内の皆様にも周知・広報をしていきたいと考えております。

3点目の「災害対応車両について、近隣市町との連携はどのようなになっているか。」についてであります。まず、南海トラフ地震等に関しましては、近隣市町も含めた広域的な災害となることが想定されるため、災害対応車両に関する連携ということは、なかなか難しい状況になるのではないかと考えます。したがって、災害対応車両が必要となった場合には、議員御案内の災害対応車両登録制度を活用し、被災地の外から車両を調達することになろうかと考えております。なお、令和7年度に牧之原市・吉田町で発生した竜巻のように、局所的な災害が発生した場合は、被災自治体からの要請に基づいて、県や近隣自治体などが物的・人的な支援を行っております。仮に、本町が局所的な災害に見舞われた場合は、県に支援要請を行うこととなりますので、災害対応車両が必要な状況となれば、災害対応車両を所有している県や県内市町に御協力をお願いしたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
3 番議員

(中根信一郎 君) 3 番、高木幸広君。

(高木幸広 君) 費用や運用面でトレーラーハウスの整備がなかなか厳しいということと、あとユニットハウスが約1日で調達できるという御答弁でありました。大規模災害の際は、どのような規模でどのような状況になるか分からないという部分もございします。もしそのユニットハウスが1日で調達できない場合とかという想定も考えられているのでしょうか。

議 長
危機管理

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

課 長

ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

大規模災害時にユニットハウス等、1日で調達できるかどうかといったところの御質問かと思います。こちらにつきましては、大規模災害、どのような状況、どのような形で起きるかといったところはなかなか想像もつかないものですが、大規模災害といいますと、当然広域的な被害といったところに関わってくると思います。そのような中で、当然災害対策本部等の設置とか、あるいは職員も事務分掌に基づいての対応という形になりますので、なかなか現状ではトレーラーハウスを数日間で整備といったところは、難しいものなのかなと考えております。そのような意味でも、避難所とか、避難場所とか、そういったところに町民、住民は避難をしていただくというような形になろうかと思います。以上です。

議 長
3 番議員

(中根信一郎 君) 3 番、高木幸広君。

(高 木 幸 広 君) 1 番目の答弁に関しては承知いたしました。

2 番目のトレーラーハウスの登録制度についての再質問ですが、トレーラーハウスというのは車両としての登録となっておりますので、なかなか森町としての所有の実態というのがつかめない部分もあるかと思います。国でもトレーラーハウスの登録に力を入れておりまして、本町でもそれに賛同して行っていくというような形になると思うのですが、周知に関して、何か登録につなげるための働きかけ、例えば商工会との連携とか、説明会の開催、こういったものを行うお考えはあるでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴 木 知 寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

この災害対応車両登録制度の周知、広報、働きかけです。例えば町内の商工会といったところでございます。こちらにつきましては、現在のところ、先ほど町長からの答弁のとおり、昨

年6月から、内閣府において運用が開始されているという制度となっております。そういった中で、なかなかまだ全国的にも周知、広報がされているかといったところは、まだまだ十分ではないと、登録台数も国が目標としている台数にはまだ満たしていないといったような現状がございます。町も、こちらのシステム、IDとパスワード等は取得しておりますので、私も先日、こちらを閲覧しましたけれども、県内でもまだ数台程度しか入っていないと、登録されていないといったような状況になっております。周知、広報ということは、当然国が進めておりますので、町としても重要なことと考えておりますので、今後は、町としてまずはホームページや回覧、広報での周知、広報。それから町内の企業とか、あるいは町内の事業所さん、RVパークさん等、いろいろな形がありますので、そういったところにも、国のこういった制度が始まっておりますと、災害時には少し御協力いただけませんかといったようなところは必要ということで考えておりますので、こういった働きかけは町としては積極的に行っていきたいということで考えております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高 木 幸 広 君 ） とても重要なことだと思いますので、周知に関しては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでその登録に関して、この単なる呼び掛けだけではなく、所有している個人や企業に対して、何かしらの優遇措置など、何か登録することによるメリット等を明確にすることによって、より登録が促進されるかと思うのですが、そういったことを検討するお考えはあるでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

登録を受けた場合のメリットといったような御質問かと思いますが。こちらにつきましては、町として現在のところ、具体的に

いったものはございませんけれども、国においては登録を受けた場合は、例えば国とかが所有する公共施設に優先的に入構ができて、営業活動を営むことができるといったようなメリットがあるといったところでございます。したがって、町として今後当然、検討していかなくてはならないのですけれども、例えば登録を受けた人が、町のイベント等に出店をしたいといったような場合には、そこは優先的に来ていただいて、そのブースを設けるとか、そういったメリットといったところは考えていきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 10 時 23 分 ～ 午前 10 時 35 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、川岸和花子君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

8 番議員

(川岸和花子 君) 8 番、川岸和花子です。

通告のとおり、以下の質問を 1 問いたします。

「遠州の小京都リノベーション推進計画について」。町では遠州の小京都リノベーション推進計画を作成し、歴史文化を継承する建築物など、ハード的な実質的事業を進めている途中であり、森町の更なる魅力創造と発信、次世代への文化の継承のために取り組んでいることと認識しています。そこで、今後の方針も含め伺います。

1、旧周智高校跡地公園の整備計画を進めてきているが、旧郡役所の建物、現歴史民俗資料館の公園の歴史ゾーンへの移設は、多額の費用が予想される。移設後は、蓮華寺周辺の魅力が低下することも想像される。保存と活用の目的は分かるが、費用の面からも旧郡役所の移設の中止を検討されてはいかがか。

2、旧児童館跡地整備も徐々に方向性が示され、観光機能を備えた拠点建築物の構想も現実化してきている。拠点建築物完成後

の周辺のまちづくりの具体的な方策は考えているか伺います。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町長 （ 太田康雄 君 ） 川岸議員の「遠州の小京都リノベーション推進計画について」の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、「遠州の小京都リノベーション推進計画」は令和5年2月に策定され、現在、関連事業について全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

初めに、本計画の概要につきまして、改めて御説明申し上げます。本計画は、町の中心部を計画対象地とし、既存の歴史的文化的建築物や公共施設跡地を町が持つ潜在的価値、すなわちポテンシャルとして位置付けております。これらを生かして新たな価値を創出することで、にぎわいの創出と暮らしの質の向上を図り、

「遠州の小京都を舞台に、来訪者をもてなし、暮らしを楽しむまちづくり」を実現するものでございます。計画策定にあたりましては、大きく三つの課題を抽出いたしました。一つ目に、居住地・来訪地としての魅力を高め、多世代が長く住み続けられる定住環境や町内外の交流を促進する取組が必要であること。二つ目に、古寺古社や自然環境を生かした体験・レジャー施設などの観光資源同士を結び付け、観光客の回遊性を高めるとともに、宿泊を伴う長時間滞在を促進する取組が必要であること。三つ目に、遠州の小京都の要素である歴史・文化の継承を促進する取組が必要であること。これら三つの課題に対しまして、計画に位置付けたハード事業を中心とする施策により、にぎわいの創出と暮らしの質の向上に取り組んでまいります。また、計画における主な検討案件といたしましては、「歴史的文化的建築物の利活用」、「旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地の整備」、「旧周智高等学校跡地の整備」、「旧さざんか荘跡地の整備」、「天竜浜名湖鉄道遠州森駅前の整備」、「庵山公園の整備」の六つを掲げております。事業スケジュールにつきましては、「歴史的文化的建築物の利活用」は長期に

わたり実施していく方針ですが、他の五つの案件につきましては、令和5年2月を起点に概ね10年以内の事業実施を目指しております。これら検討案件の現在の主な進捗状況は、次のとおりでございます。「歴史的文化的建築物の利活用」につきましては、旧藤江勝太郎家住宅の建物の改修が完了したところでございます。今後は、まちづくり団体である一般社団法人城下社中により、藤江勝太郎家を含む城下地区の歴史的文化的建築物の活用を進める予定でございます。「旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地の整備」につきましては、町の歴史文化や観光の拠点を整備する「歴史文化・観光交流拠点整備事業」を進めております。現在、建築に向けた基本設計や周辺地域整備企画設計業務を行っているところでございます。「旧周智高等学校跡地の整備」につきましては、都市公園整備と旧周智郡役所移築を合わせ、多世代が交流できる拠点を創出する「多世代交流拠点整備事業」を実施してまいります。現在、それぞれの施設について基本設計を進めているところでございます。「庵山公園の整備」につきましては、遺芳塔に代わる平和祈念碑を森アリーナ東側芝生広場に整備し、遺族や多くの町民の皆様目の目に留まりやすくすることで、恒久平和への思いを次世代につなげていけるよう進めているところでございます。また、そのほかにも遠州の小京都まちづくりを象徴するトータルデザインとして、町民の皆様を始めとする町に関わる皆様の一般投票を経て、遠州の小京都リノベーションまちづくりのロゴマークを作成いたしました。なお、本計画における事業の財源確保策といたしましては、国の地域未来交付金の活用を想定しております。この交付金は補助率が2分の1、単年度あたり最大10億円が交付されるものでございます。現在、町におきましては、この交付金を活用すべく、二つの拠点整備事業の事業実施計画を内閣府へ申請し、審査を受けているところでございます。一つ目は、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地における「歴史文化・観光交流拠点整備事業」、二つ目は、旧周智高等学校跡地における公園整備と旧周智

郡役所移築をまとめた「多世代交流拠点整備事業」でございます。計画には、これら各拠点の実施設計業務や造成工事、建築工事等の費用を計上しております。交付金の内示につきましては、3月末、あるいは国の令和8年度予算成立後となる予定でございます。今後の拠点整備事業につきましては、この審査結果を踏まえたうえで、着実に取り組んでまいります。

以上申し上げた計画の概要と現状を踏まえ、1点目の「費用の面からも旧郡役所の移設の中止を検討されてはいかがか。」につきまして、まず、旧周智郡役所の建物について申し上げます。現在、森町立歴史民俗資料館として使用しております建物は、明治18年に現在の森小学校校庭の南側に建設された旧周智郡役所の庁舎でございます。大正15年まで周智郡行政の拠点として使用されておりましたが、郡制廃止により周智郡役所としての役割を終えた後は、静岡県地方事務所、商工会事務所などに使用されてきました。昭和48年に森小学校敷地拡張に伴い解体することが決定いたしました。町内の有志で組織された旧周智郡役所保存会が払下げを受け、翌昭和49年に蓮華寺敷地内に移築されました。現存する郡役所の建物は県内唯一で大変貴重であることから、同年、町指定文化財に指定されております。昭和53年に保存会から町に寄附され、資料館とするための改修工事を行い、昭和54年7月に森町立歴史民俗資料館として開館し、現在に至っております。

次に、移築検討の経緯を申し上げます。平成の初期、歴史・文化の関心の高まりや施設・設備に対する要望を受け、町では新たな歴史民俗資料館の建設を将来的な構想の中で検討しておりましたが、財政面の理由により建設が具体化されずにいたところ、平成7年1月、阪神・淡路大震災が発生いたしました。その頃から、耐震性の心配と土地が借地であることなどから移築の検討が始まりました。しかし、当時確認した見積もり額は約1億円と高額であり、また、移築先候補となる町有地も見当たらないため、具体的な計画に至っておりませんでした。その後、学校統合により旧周

智高校跡地が売却されることになり、町が県から購入するに当たり、当該敷地を歴史民俗資料館の移築候補地とすることを検討し、令和元年10月締結の売買仮契約書に、歴史民俗資料館を指定用途として示したところでございます。

遠州の小京都リノベーション推進計画では、旧周智高校跡地取得時の構想を反映し、既存の森町立歴史民俗資料館を当該敷地へ移転することを活用方策案としております。計画策定後は、より具体的に移築について検討を行っているところでございます。まずは、移築が可能なのか、文化財保存の視点から移築は望ましいのか、費用はどのくらいか等について、有識者の意見を伺いました。その結果、移築は可能であり、移築せず今の場所のまま耐震補強を行うことも可能とのことでした。費用としては、事前に地元業者に算出していただいた、移築と耐震補強で1億3,000万円程度は、妥当な金額であるとの意見をいただいております。移築可能の判断を受け、町三役及び各課課長で組織するリノベーション推進会議において、移築すべきか協議いたしました。移築しない選択肢もある中、現在の敷地ががけ地で、大雨の際には山側から水が出るため湿気が多く、好ましい環境ではないこと、何よりも借地である以上、所有者の意向により土地の返還を求められる懸念があること、さらに、移築候補地では、公園と一体的利用ができることを踏まえまして、移築の方針を進めることを決定しております。その方針に基づき、本年度、旧周智郡役所移築等基本構想策定業務を委託し、移築計画及び活用計画を策定しているところでございます。

議員御指摘のとおり、移築には多額の費用が必要となりますが、建物自体に歴史的価値がある旧周智郡役所を将来にわたり保存していくためにも、町有地に移築すべきと考えております。実施に当たっては、先ほど申し上げましたとおり、交付金等を効果的に活用し、財源を確保したうえで進めてまいります。また、議員御指摘の「蓮華寺周辺の魅力の低下」についてでございますが、周

智郡役所を移築したとしても、魅力が低下するとは考えておりません。蓮華寺周辺を広いエリアで捉えると、旧周智高校跡地に周智農林学校創設者である福川泉吾氏・鈴木藤三郎氏を顕彰する庭園が整備されており、近くには墓所もございます。庵山公園には鈴木藤三郎氏が建立した町指定文化財の観音像、明治期の横浜で茶商として活躍した村松吉平氏の顕彰碑や森の石松浪曲歌碑がございます。蓮華寺には鋳物師山田七郎左衛門の墓、村松松風顕彰碑があり、蓮華寺から八形山を越えて大洞院までの道は「歴史の散歩道」としてハイキングコースになっており、入口付近には町指定文化財の秋葉山常夜灯がございます。このように、蓮華寺周辺は森町の歴史文化・自然を感じられる魅力的なエリアでございます。旧周智高校跡地の公園基本計画においても、顕彰庭園から旧周智郡役所までを歴史ゾーンと位置付け、看板等の設置により森町の歴史を紹介するとともに、そこから歴史の散歩道へ誘導していく計画でございます。旧周智郡役所を公園から見える位置に移築することで、森町の歴史文化を知り、興味を持つきっかけにもなると考えております。現在、森町の魅力や価値を町内外に伝えるための情報発信がまだまだ不十分であると認識しておりますので、この部分も併せて取り組んでまいります。

続いて、2点目の「旧児童館跡地整備に関する拠点建築物完成後の周辺まちづくりの具体的な方策」について申し上げます。

旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地の整備につきましては、議員御案内のとおり、歴史・文化の継承を促進するため、地域で愛されている「森のまつり」や「遠江森町の舞楽」等の伝統文化を体験・学習できる機能を有するとともに、来館者が交流・休憩できるスペースを有する体験学習施設の整備を予定しております。あわせて、住民や観光客が施設及び周辺エリアに訪れやすい環境を整えるため、駐車場やレンタサイクルの受付等の整備も予定しております。施設整備にあたりましては、令和6年7月1日から令和7年9月30までの期間に基本計画を策定し、伝統文化及び特

産品紹介機能、情報発信拠点機能、住民・来訪者交流拠点機能を有する施設とすることを基本コンセプトといたしました。また、高級煎茶の産地である森町の特色を活かし、森町茶をフォーカスコンテンツと位置付け、日本茶カフェスペースである茶寮を設置することとしております。基本計画の策定内容につきましては、令和7年12月議会の全員協議会にて、議員の皆様へ御報告させていただいたほか、町民の皆様へは令和8年1月号の広報もりまち及び町ホームページで周知させていただいております。現在は、基本計画に基づき、基本設計業務を実施しており、今後、実施設計業務、建物建設工事へと進めてまいりたいと考えております。

さて、議員御質問の拠点建築物完成後の周辺まちづくりの具体的な方策についてでございますが、基本計画の段階においては、インバウンドを含めた観光客を受け入れるため、拠点施設整備後の構想として、宿泊機能を備えた施設の開発や飲食機能を備えた施設の開発等を検討しておりますが、現時点では、拠点施設整備を最優先に進めており、周辺まちづくりについては、具体的な方策の検討には至っていないのが現状でございます。今後、周辺まちづくりの具体的な方策については、令和6年5月30日に町と拠点施設整備にも携わっている株式会社GREENING、町内金融機関の静岡銀行、浜松磐田信用金庫で発足した森町まちなか賑^{にぎ}わい創出推進コンソーシアムの中で、完成を目指す拠点施設の活用とあわせて、周辺地域の空き地、空き家及び空き店舗等を活用した店舗誘致や新たな取組等の検討を進め、魅力と活力ある中心市街地の創出を目指してまいりたいと考えております。

以上、各跡地の整備・活用について申し上げます。

遠州の小京都リノベーション推進計画は、観光振興や商業振興といった観点にとどまらず、文化の振興、関係人口や交流人口の増加、移住定住の促進、子育て支援、そして景観や借景の維持など、本町が抱えるさまざまな課題を解決するための施策を盛り込んだ、町民一人一人にとって身近な計画でございます。このため、

本計画を今後の森町における最重要施策と位置付けております。事業の実施に当たりましては、多額の経費を伴うことから、引き続き国の交付金や補助金を最大限に活用し、町の財政負担を最小限に抑えながら、着実な実施に向けて取り組んでまいります。また、今後のまちづくりにおきましては、この遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく事業に加え、ヤマハ発動機株式会社との包括連携協定に基づく e B i k e やマウンテンバイク等を活用した事業も推進してまいります。森町の持つ「ポテンシャル」と「豊かな自然」を最大限に活かした、これら両輪の事業を展開することで、魅力あるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 遠州の小京都リノベーション推進計画は、遠州の小京都まちづくり基本構想、遠州の小京都まちづくり基本計画からのハード面の推進として、具体的となったふるさと納税を活用したりだとか、また先ほど国の交付金も活用したいというお話がありましたが、リノベーション推進計画には私は賛成しております。その中でも旧周智高校跡地を都市公園に整備して、防災拠点としての活用も含めて、町民の集まりやすく、また憩いの場所となることにも賛成しておりますし、建設課さんが行った公園のワークショップにも参加させていただいております。遠州の小京都リノベーション推進計画、そして今年度作成の文化財保存活用地域計画におきましても、この旧周智郡役所の建物、現歴史民俗資料館の移設ということが、基本方針 4 の生かすというところにも明記されておまして、計画に取り組んでおられるということです。この旧周智郡役所は建物として非常に貴重なものであるということも認識しております。以前は今の森小のところにあって、そこにあった頃には、先ほど商工会などの機能も入っていたりとか、また役場の機能があったり、図書館もあったなどとい

うお話も伺っております。山本紀太さんという医師であり郷土歴史家が保存会を立ち上げられて、また町へ寄贈されたということで、蓮華寺に今立っている経緯を伺いました。また昭和 53 年には町へ寄贈されて、町が 1,119 万円で改装されていると、現在は町指定の文化財となっているということでございます。

先ほど今年度の事業で、歴史民俗資料館移築等基本構想委託というのをされておりますが、移築には 1 億 3,000 万円という大きな金額がかかるということを御説明いただきましたが、そのほかにこの基本構想委託はちょっと特徴的なことというか、金額のほかにどのような内容になっていたかというのを伺います。

議 長
社会教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

現在、移築等基本構想策定業務を城下にも関わっていただいております一般社団法人創造遺産機構（HERITA）さんに委託をして、郡役所も関わっていただいております。主には移築計画と活用計画、その辺について今進めていただいております。まもなく完了になる予定となっております。移築計画につきましては、過去の資料館の歴史等細かく調査いたしまして、過去の資料等をひも解きまして、どういった建物であったか、そういったところを今まとめいただいているところであります。あわせて、どういった活用が望ましいのか、それで今、提案していただいている活用をするに当たってはどのような費用がかかって、どのような配置するのが望ましいのかといったところを委託業務の中で行っていただいております。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ）8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ）建設課さんで、旧周智高跡地を公園整備ということも計画いただいているのですけれども、こちらは計画がまだ完全にできていないのですが、どれぐらいの金額になると想定されておられますか。

議 長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

現在、周智高跡地の公園整備ということで基本設計を進めております。その中で公園整備の概算の事業費ということで考えておりますけど、おおよそ6億7,000万円。そのうち実施設計分が1,900万円ほどありますので、公園整備としましては、6億5,000万円くらいになろうかと思えます。ただこの金額につきましては、本当に概算で、具体的にどこまでの整備をするとか、例えば遊具一つとっても、大きな複合遊具を作るとなればまた金額も変わってきますし、その辺も含めて現時点においては公園事業費ということでは6億7,000万円程度を考えています。あわせて、防災面における地下貯留施設そういったものもありますので、含めて検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
8番議員

(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今お話も伺って、町が本気で未来の森町を進めていこうとしているということがよく分かりましたが、周智高校跡地の公園に6億円以上の金額がかかるという中で、やはり私の中では歴史民俗資料館の移設が本当に必要だろうかと、検討されたというお話ですけれども、アメリカのイスラエルによるイラン攻撃であるとか、ベネズエラの攻撃であるとか、ロシアのウクライナの戦争もまだ終わっていない世界が混とんとしている中で、おそらく日本も少なからずこれからも影響を受けていく。その中で巨額と予想されるこの移設に関しては、先ほどお話ありましたように耐震で進めるであるとか、このあと2番目の質問にある旧児童館跡地の周辺のまちづくりにお金をかけた方がいいのではないかなと思いますが、そこは変わらないでしょうか。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 川岸議員から再度、旧周智郡役所の移設については、高額な費用が予想されることから見直して、その分

をまちなか整備に振り分けたらどうかという御質問でございますが、確かに今、川岸議員がおっしゃられたようにアメリカ、イスラエルによるイランへの攻撃、またロシアのウクライナ進行も長期化しており、非常に混とんとしたといえますか、そういった国際情勢であるということは、そのとおりだと思います。またその国際情勢の混乱が原油高ということで、日本の社会経済活動にも大きな影響を及ぼしているということも事実であると思っております。しかしながら、今この段階で計画を見直すというところまでの必要性はないのではないかと考えています。さらにこの紛争が長期化し、その影響が森町の財政に大きく及ぶということが想定されれば、当然計画の見直し、これはリノベーション推進計画に留まらず、いろいろな面で事業の見直し、予算の見直しを行わなければならない事態もあろうかと思いますが、今はまだその段階ではないと考えておりますので、先ほど答弁いたしましたような計画で進めていく考えでございます。

また旧児童館跡地及び旧静岡銀行森町支店跡地の建物整備が完了した後の周辺の整備につきましては、どこまで町が公費を使ってやるかということについて、その点については、現在具体的には考えておりません。と言いますのも、そもそも遠州の小京都のリノベーション推進計画は町が所有する町有地、町有物件について、それをリノベーションしていくということで、そこを拠点として周辺の更なる整備は、民間活力を活用した方向で進めていきたいと考えております。これは城下地区におきましても、藤江勝太郎家については町有施設でございますので、町が整備をいたしますが、その後の周辺整備については、一般社団法人城下社中を中心にHERITAの支援を受けながら、民間活力による開発整備を考えているところでありますので、森のまちなかの整備につきましても同じような方向性で考えているところであります。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 全体に進めておられる現状の森町の計画

でも、民間活力を活用してともにやっていくという意識がやはり町民にも我々にも必要だなということを今感じました。

それで旧郡役所のことですけれども、今蓮華寺さんの境内にありまして1年で7万円という安価な借地料となっております。なので、蓮華寺さんと何かその移転に関してお話があったのか、現在の御住職とお話をされているかという点を伺います。

議 長
社会教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

蓮華寺さんとの借地契約についてですけれども、数年前に住職さんがお亡くなりになりまして、その後、現在の契約については、代表役員と契約を結んでおります。当然契約を新たに結ぶに当たっては、当時の契約内容を確認していただいて、そのうえで同額の7万円ということで御了解をいただいて、契約を締結しているところであります。当然今、蓮華寺さんの土地に郡役所、歴史民俗資料館がございますので、こういった計画があるということはもちろんお話をしておりまして、計画を進めている中で、少し内容が具体的になってきましたので、時期につきましてはもう少し先をイメージしておりましたけれども、今のまま進んでいきますと、数年で移築に取りかけられる状況でございますので、またその辺のスケジュールがはっきりしてきましたら、改めて詰めていきたいと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ）8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ）旧郡役所ですけど、現民俗資料館は森町のアイデンティティである部分が大きいと思っています。歴史を伝える大切な存在であるし、昔からの慣習とか伝統を学んで、まずよく確保したうえで、教養とか教育とか、森町民の誇りが育つと思う大切な場所だと思いますが、この建物とまた中の資料を見られるという、その魅力が大きいと私は思っております。この移設した後というのは、例えば喫茶であるとか、そういうお話も出

議 長
社会教育
課 長

ておりましたが、歴史文化を伝えるということは大切だと思いますので、資料の整理、今番号を付けてデータ化されておりますが、整理は必要だとは思いますが、今後どのように、町内外の人に展示し、伝えていこうと考えておられるか伺います。

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

川岸議員のただいまの御質問にお答えいたします。

現在の計画ですと、歴史民俗資料館として移築するのではなく郡役所として移築して、一時的には現在の歴史民俗資料館にある資料は展示する場所がなくなるというような想定になっております。現在の歴史民俗資料館はとても物が多くて、展示施設としては良い状態ではないと感じているところも確かでございます。

今年度、藤江勝太郎家の改修が完了いたしましたので、勝太郎氏に関する展示物はそちらへ移動するという考えです。また、次に整備される旧児童館及び旧静岡銀行跡地では、伝統文化を知ることができる施設となってきます。このように森町の歴史や文化を学ぶことができる施設は一つである必要はないと考えております。分散することで町内を周遊してもらうことができます。現時点では一つの構想に過ぎませんけども、リノベーション計画を推進する中で活用できる施設を増やし、町内どこでも資料館というのも面白いのではないかと考えているところであります。一つのところでいろいろなものが見られてというのは理想ではありますが、新しい施設を作るというのも現実的ではないと思っておりますので、そういったところで森町の歴史文化を楽しんでいただければと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） この旧周智郡役所がアリーナの横の公園で歴史ゾーンとして、シンボルとして立つというのは確かに見た感じも歴史を大事にしている町だとも感じられますし、理想的だとは思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたよう

に、歴史ゾーンとして蓮華寺方面への散策、また大洞院方面への歴史の散歩道とか、人気のあるコースへの導入としても良いと思いますが、そのほかにも大門東公民館が森町の報徳社であったり、報徳思想が森町が発展したことを想像させる一つでもあると思うのですけれども、それでもやはり移設というよりこの場所にあった方が、私はその蓮華寺地区の魅力が上がるのではないかと最後まで思うわけですが、確かに公園のところにカフェがあるとお母さんとかいろいろな散策の人がカフェを利用したりというところも求められているところかもしれませんが、この旧郡役所の建物でなくても、例えばおしゃれなコンテナとか、割と簡単に設置するお店みたいなものでも良いのではないかと思います、その点はどうでしょう。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康 雄 君 ）旧郡役所の移築についてでございますが、1回目の答弁でも申し上げましたように、この旧郡役所を解体し、昭和49年に現在の場所に移築をしたということでございますが、当然その当時のことを私は覚えているわけではありませんが、有志の皆さんがこれを残そうという機運で移築先を探した結果、今のところに落ち着いたと認識をしております。では今のところがふさわしいかという点につきましては、1回目の答弁でお答えいたしましたように、借地であること、またがけ地であるがゆえに雨水等の処理に課題があること、これはおそらく移築をした当初から挙げられていた課題であると思います。その課題解決について、これまで長い間、表面的に浮かび上がってきたり、またそうでなかったりはしてきていると思いますが、長い間、課題として抱えていた問題でありまして、この度、旧周智高校跡地を町が購入するに際し、移築先としてふさわしいと考えているところです。元々あったところ、森小学校の南側、元の場所に戻すというのが本来であるかもしれませんが、それも現状ではかないませんので、ベターな策として、旧周智高校跡地への移築を考えているところ

議長
8 番議員

であります。ですので、これまでの経緯も含めて御理解をいただければと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 承知いたしました。

では、2 番目の質問に移らせていただきます。

旧児童館跡地の整備は観光拠点として伝統文化を紹介したり、情報発信機能、また住民と来訪者の交流という拠点として、基本計画設計等が進んでいるということでございます。また、その先の周辺整備計画等については、まだこれからということで、また令和 6 年には森町まちなかコンソーシアムが立ち上がっておりますので、民間の活力を活用できるという方向も承知いたしておりますが、まだ具体的にはなっていないと思いましたが、旧児童館跡地の観光拠点を中心に、そこから町をどのようにしていくかというところの理念が大切だと思いますので、森町の文化を理解して、何を残して、何をどう見せていって、どのように作っていくかということが大切だと思います。

スライドをお願いします。

以前に視察に行ってきたところの御紹介をしたいと思います。長野県小布施町というところで、栗のお菓子が有名なところで、けれども、地元の豪商がいて、葛飾北斎がよく訪れたということで、そのような芸術文化を中心にしたまちづくりと、あと栗の地元ブランドということと、あと風情のある壁の細い道を通して街を楽しむというような街になっています。そのほか、自宅の庭をオープンガーデンにして自由に観光客が庭を楽しんでもらえるような、ちょっと細い道を通っていくような、面白い、ちょっとわくわくするような、そういう歩ける街でした。その小布施町の前の町長である市村様からお話を伺ったのですけれども、その人が一番に言っておられたのは、まちづくりにはフィロソフィー、哲学が大切だとおっしゃっていたわけですが、その町らしさが一番大切で、箱物だけを作ったのでは無駄になるというような

ことをおっしゃっておりました。これからのまちづくりにおいて、森町らしさというのをどのように捉えておられるかということをおちょっとふんわりとした質問ですけれども、どう捉えておられるかということをお改めて伺います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康 雄 君 ）例に挙げていただきました小布施町への視察につきましては、私も同行させていただきましたので、その様子は拝見をさせていただきました。小布施町は小布施町として小布施町ならではのまちづくり、その伝統的な住宅の配置であったり、また細い路地を復元して活用するということで取り組まれているということは、私も視察をさせていただきました。

では森町はどうかということでございますが、常々申し上げておりますのは、森町が森町らしさを出しつつ、どのようなまちづくりを進めるかということにつきましては、やはり遠州の小京都森町ということが森町らしさであるというように考えております。ですので、その考えに基づいて遠州の小京都まちづくり基本構想、基本計画の策定を進め、具体的に進めるための遠州の小京都リノベーション推進計画に現在取り組んでいるところです。その中で、今回遠州の小京都リノベーション推進計画では、先ほど来申し上げておりますように、町有施設のリノベーションということが一つの目的でもありますので、まちなかが中心になっていきますけれども、当然遠州の小京都森町はまちなかだけでなく、町全体で表現していくものであると思っていますので、そういう観点で今後も取り組んでまいりたいと思っています。もう少し具体的といいますか、狭い範囲で申し上げれば、現在取り組んでいるリノベーション推進計画はまちなかのまちづくりになるわけですが、これまでの答弁でも申し上げているように、来訪者、訪問者が楽しむだけでなく、そこに住む人たちの生活の質の向上もあわせて図っていくということでございます。ただ来た人が喜んで帰っていかれるだけでなく、そのことによって、そこに住んでい

議 長
8 番議員

る人たちも町に対する愛着を深め、理解を深め、そしてシビックプライドを醸成していくことで町に対する誇りを持ち、そして自らの町を大切にする思いを醸成していくということを目指しているところでもあります。ですので、森町は小布施のように、小さな路地はありますけれども、まちなかではそれほど家の中を通るといような路地はないと考えております。ですので、ほかでやっているから、こうするということではなくて、森町らしく、森町らしさを活かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところです。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 次のスライドをお願いします。

次は、愛知県の犬山城の城下町に視察しに行ったものです。国宝の犬山城の城下町という、その土地の人にしたら当たり前のことですが、そこにいとそれが当たり前すぎて、それに価値があるということを再認識するということから始めたということです。10 年間で 15 億円をかけられたということで、お城がよく見えるように景観に支障となる市の体育館を取り壊したり、電線を地中に入れられたり、あと建物の修理などにかけたということでした。とにかく木造の建物は傷んでくるので、持ち主は建て替えたいのですけれども、昔からある古い建物が市民にとって当たり前にあるから、簡単に潰してしまうというところで止めるところが大切だということを伺いました。そして先ほど町長がおっしゃったように、やはりそこに住んでいる人との交流が大切で、また犬山市では住民との対話を大変重視されておられて、おそらく住民とのトラブルとかがあったから、その経験からそういう方策をされていると思うのですけれども、職員がいろいろな会議、いろいろな人の意見を聞いて回って、また住んでいる人もともに、観光に関係のある人もない人もいろいろな分野の人が観光という自分の町の特徴を通じて町が成長していくという姿勢を浸透させるというところから始めたということです。また、あえて市民と

の対話の機会、川の側でイベント、何か食べたりとか、そういう形で川辺でイベント、楽しいことをやって、職員と市民が意見を交わしていくという方法をとっておられました。

森町においても城下のまちづくりも一緒ですけれども、やはり住民との意識のすり合わせとか話合いが大切だと思うのです。どのように進めていくとか、対象になる地域の人と話しながら、また町の価値を伝えながら、特に東京のGREENINGさんは本当に客観的に見ることができると思いますので、そういうことを町民にも伝えていく、そういう必要があると思いますけれども、そのような町民との対話をしていくような予定とか計画とかはあるでしょうか。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

川岸議員の再質問にお答えをいたします。

住民との対話が必要ではないかという御質問かと思います。

おっしゃるとおり、住民参加、または町内事業者の参加、そういったところは非常に必要なことであると考えておりまして、共に創っていく、共創という考え方につきましては、現在策定中の第 10 次森町総合計画においても重要な要素として取り入れていく予定でございます。また地域の多様な主体、こういったことの参画も意識して取り組んでまいりたいということで考えております。この件に限らずリノベーション計画全体ということでお話をさせていただきますけれども、策定時に町民に計画をお示しした、それ以降、森町を語る会ですとか町内会長が集まる会議等でスポット的に説明をしているというのが現状でございます。そこで意見交換も交わしているといったのが現状でございます。こうした遠州の小京都リノベーション推進計画の進捗について、トータル的に発信する方法についても今後検討してまいりたいと同時に、そういった対話、どういうことが可能なのか、また多様な主体の参画、そうしたところも意識をしてまた進めてまいりたいと考え

議 長
8 番議員

ております。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） その点も含めて、総合計画にも入れていただきながら、意識していただけたらと思います。

最後に遠州の小京都リノベーション計画の今の計画は、先ほどおっしゃられたように、町の中心部、この先 10 年で実施していくと、またその後も続いていくのですけれども、今年度、社会教育課で作成していただいた森町文化財保存活用地域計画というものが、歴史を含め、ものすごく詳しいうえに分かりやすくまとめられているのです。それを今後申請して承認を待つという話ですが、これを基に遠州の小京都リノベーション計画の範囲をやはり広げていただきたいという思いがあります。例えばですけど、ちょっと具体的過ぎてあれですが、飯田地区の遍照寺の大仏であるとか、飯田城址などがありますので、まだまだ知られてない、せっかくすごく良い資源がある中で、遠州の小京都の価値を上げるということにもなると思いますので、先ほど町長もこれからほかのところもというようなお話がありましたけれども、この文化財保存活用地域計画が本当にしっかりとよくできておりますので、それを参考にほかのところも検討していただくということはできますでしょうか。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 遠州の小京都リノベーション推進計画の次なる計画ということで御質問をいただいたかと思います。

先ほども申し上げましたように、遠州の小京都森町は、この中心市街地だけではない、いろいろな要素で構成されているものでありますので、そういったものをより多くの皆さんに知っていただいて、だからこそ遠州の小京都だということを説明するためにも、これからも取り組んでいかなければならないと考えておりますが、度々申し上げますけども、このリノベーション推進計画については、町有施設をリノベーションするというのが一つの目

的でありますので、今後、その対象を民間所有の施設であったり、あるいは宗教団体であったりといったときに、どこまで公費を投入できるかということについては慎重に研究をしなければなりませんし、そのほか、城下地区で始まりました地域の皆さんによる活動、そういったものを通じて、そういったものに対する国の補助であるとか、そういった制度も研究しながら町が全てをやるのではなく、地域の皆様、町民の皆様が主体となって自分たちの地域を活性化していく、自分たちの地域にある資源を磨いていくと、そういった活動へと結びつけてまいりたいと考えております。

それから少し戻りますけれども、旧周智郡役所の移転については、その活用方法として歴史民俗資料館ではなくカフェ等も含めた形で、民間活用を検討しておりますけれども、そこに至った要因といたしましては、総合体育館森アリーナを利用される人から近くに飲食する施設がない、飲食の場がないというお声もありました。そういったお声も拾いながら、単に歴史伝統文化の保存活用だけでなく、そうでない人の御意見も拾いながら、それを併せて実現できるような形も考えておりますので、そういった面でも住民の声、それは来訪者、定住者に関わらず、そういった人々のお声も伺いながら、少しでも課題解決につなげてまいりたいと考えているところです。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月25日午前9時30分、本会議を開き、付託議案に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会します。

（ 午前11時35分 散会 ）